

(平成22年11月10日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認宮崎地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	3 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	2 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	6 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	5 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和56年6月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年6月

私は、昭和53年1月から、夫の勧めで国民年金に任意加入した。A市在住時は、主に銀行口座から自動引き落しで納付し、夫の転勤でB市に転居した後は、納付書に基づき最寄りの銀行の窓口で納付していた。転居の際も未納期間が生じないよう気を付けていたので、申立期間が未納となっていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は1か月間と短期間であるとともに、申立人は、昭和53年1月から第3号被保険者となる直前の61年3月までの国民年金の任意加入期間について、申立期間を除き国民年金保険料をすべて納付しているなど、国民年金保険料に対する納付意識の高さがうかがえる。

また、戸籍の附票により、申立人は、昭和56年6月8日にA市からB市に転居していることが確認できるところ、特殊台帳、A市の国民年金被保険者名簿、B市の国民年金被保険者名簿及び申立人の年金手帳には同年6月に住所を変更した旨の記録が確認できることから、住所移転に伴う国民年金に係る手続も適正に実施されていたことがうかがえる。

さらに、B市の国民年金保険料収滞納一覧表によると、前納最終年月「56.06」、昭和56年4月から同年6月までの期間「ノウフ」と記入されていることが確認できることから、申立人がB市に転居した時点では、申立期間の国民年金保険料は既に納付済みであったと考えるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額を26万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、当該期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成10年10月から13年4月まで

A社に勤務していた平成10年10月から13年4月までの期間に係る給与支給額は、月額26万円から27万円程度であり、それに相当する厚生年金保険料が給与から控除されていた。

しかしながら、社会保険事務所（当時）の記録では、控除されていた厚生年金保険料に見合う標準報酬月額より低い標準報酬月額とされているので、申立期間について、控除された保険料額に見合った標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

申立人が提出した申立期間に係るすべての給料明細書から判断すると、申立人は、申立期間においてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を

事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人から提出のあった給料明細書で確認できる報酬月額又は厚生年金保険料の控除額から、26万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、i) 給料明細書から確認できる給与支給額及び保険料控除額に見合う標準報酬月額がオンライン記録と長期に渡って一致していないこと、ii) 厚生年金基金の加入員台帳及び同基金がA社から受理したとする厚生年金基金月額変更届及び厚生年金基金算定基礎届、並びに同基金が保管する厚生年金基金加入員標準報酬決定通知書において、平成10年10月の定時決定に係る標準報酬月額が「240千円」及び11年9月の随時改定に係る標準報酬月額が「150千円」と記載されており、当該標準報酬月額は、オンライン記録上の標準報酬月額と一致していることが確認できるとともに、厚生年金基金算定基礎届には、10年10月及び11年9月の健康保険厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書が添付されているところ、当該決定通知書における標準報酬月額も10年10月は「240千円」、11年9月は「150千円」と記載されていることが確認できること、iii) 事業主の妻が、「当時、経営が苦しく、厚生年金保険料の滞納が続いたために、実際の給料支給額より低い報酬月額を届け出た。」と供述していることから、事業主は給料明細書から確認できる給与支給額（報酬月額）を届け出ているものと認められ、その結果、社会保険事務所は当該報酬月額に見合う保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）について納入告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の、申立期間に係る標準報酬月額については、申立期間のうち平成10年8月から12年5月までの期間を38万円、12年6月から同年9月までの期間を36万円、同年10月を38万円、同年11月から13年1月までの期間を36万円、13年2月を38万円、同年3月及び同年4月を36万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、当該期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和34年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成10年8月から13年4月まで

A社に勤務していた平成10年8月から13年4月までの期間に係る給与支給額は、月額37万円から39万円程度であり、それに相当する厚生年金保険料が給与から控除されていた。

しかしながら、社会保険事務所（当時）の記録では、控除されていた厚生年金保険料に見合う標準報酬月額より低い標準報酬月額とされているので、申立期間について、控除された保険料額に見合った標準報酬月額に訂正してほしい。

なお、私は当時取締役という立場であったが、社会保険の手続きは事業主及び事業主の妻が行っており、私は、全く知らされていなかった。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立

人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

申立人が提出した平成10年8月及び同年9月、同年11月から11年3月までの期間、11年5月、同年8月、同年11月から12年8月までの期間、12年10月、及び同年12月に係る給料明細書、並びに雇用保険の離職時賃金に係る記録等から判断すると、申立人は、申立期間においてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立人の標準報酬月額については、申立人から提出のあった前述の給料明細書及び雇用保険の離職時賃金に係る記録等で確認又は推認できる報酬月額又は厚生年金保険料の控除額から、平成10年8月から12年5月までの期間を38万円、12年6月から同年9月までの期間を36万円、同年10月を38万円、同年11月から13年1月までの期間を36万円、13年2月を38万円、同年3月及び同年4月を36万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、i) 給料明細書等から確認又は推認できる給与支給額及び保険料控除額に見合う標準報酬月額がオンライン記録と長期に渡って一致していないこと、ii) 厚生年金基金の加入員台帳及び同基金がA社から受理したとする厚生年金基金月額変更届及び厚生年金基金算定基礎届、並びに同基金が保管する厚生年金基金加入員標準報酬決定通知書において、平成10年8月の随時改定に係る標準報酬月額が「340千円」及び11年9月の随時改定に係る標準報酬月額が「220千円」と記載されており、当該標準報酬月額は、オンライン記録上の標準報酬月額と一致していることが確認できるとともに、厚生年金基金算定基礎届には、10年8月及び11年9月の健康保険厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書が添付されているところ、当該決定通知書における標準報酬月額も10年8月は「340千円」、11年9月は「220千円」と記載されていることが確認できること、iii) 事業主の妻が、「当時、経営が苦しく、厚生年金保険料の滞納が続いたために、実際の給料支給額より低い報酬月額を届け出た。」と供述していることから、事業主は給料明細書等から確認又は推認できる給与支給額（報酬月額）を届け出ているものと認められ、その結果、社会保険事務所は当該報酬月額に見合う保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）について納入告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成5年10月から6年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和42年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成5年10月から6年3月まで
社会保険事務所(当時)に国民年金保険料の納付記録を照会したところ、申立期間については、保険料は未納との回答をもらった。私は、申立期間について、会社を退職後は当然、国民年金に加入し、納付書が届いてから金融機関で保険料を納付したと記憶している。申立期間について未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「会社を退職後、すぐに国民年金に加入し、納付期限内に納付書で保険料を納付した。」と申し立てているところ、オンライン記録によると、申立期間に係る国民年金被保険者資格取得処理日は、平成6年6月16日であることが確認できることから、同処理日までの申立期間は、国民年金の未加入期間であったものと考えられる上、申立人及びその妻は共に、平成6年4月12日に、申立期間直後の国民年金保険料の免除を申請していることが確認できることから、申立人の主張には不自然な点が見受けられる。

また、オンライン記録では、申立人の妻は、申立人の申立期間に係る被保険者資格取得処理が行われた平成6年6月16日と同日に、申立期間を含む平成5年8月から6年3月までの期間に係る国民年金被保険者資格の取得処理が行われており、申立人の妻も申立期間の保険料は未納であることが確認できる。

さらに、オンライン記録では、申立期間の一部に係る納付書が平成8年3月8日に作成されていることが確認でき、その時点では、少なくとも当該納付書に記載されていたと考えられる期間(納付期限の時効到来前の平成6年2月及び同年3月)の保険料は未納であったと考えられる。

加えて、申立人が当該期間に係る国民年金保険料を納付したことを示

す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 37 年 4 月 2 日から 39 年 4 月 18 日まで
② 昭和 39 年 4 月 21 日から 40 年 11 月 5 日まで

私は、申立期間①においてはA社で、申立期間②においては、B社で勤務していたが、両申立期間に係る脱退手当金を受給した記憶は無い。私の姉もほぼ同時期に一緒に両事業所に勤めていたが、社会保険庁（当時）の記録では、姉はA社で勤めていた期間のみが脱退手当金として記録されており、B社で勤めていた期間については、厚生年金保険の被保険者期間として年金を受給している。また、私が脱退手当金を受給したとする日付は退職後5か月も経過している上、その当時、私は実家に戻っており、実家には通知書や現金は送られてきたことはなかった。

申立期間について、脱退手当金を受給していないことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の被保険者原票には脱退手当金が支給された「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額、支給期間に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約5か月後に支給されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、申立人は、脱退手当金を受給していないとする根拠の一つとして、「ほぼ同時期に同じ会社に勤務した姉はB社分の厚生年金保険の加入期間は老齢年金として受給している。」旨主張しているが、オンライン記録から、申立人の姉はB社に入社する以前に脱退手当金を請求しており、同社での在籍期間のみでは、脱退手当金の受給要件である「2年以上の被保険者期間」を満たして

いないことが確認できる。

さらに、B社における申立人の厚生年金保険の記録は前職のA社と同一の被保険者記号番号で管理されている上、オンライン記録から、B社において申立人が脱退手当金を受給した昭和40年度、及びその翌年度に脱退手当金を受給している者が6人確認でき、このうちの一人が、「会社の代理請求があった。」旨供述していることから判断すると、申立人についても、その委任に基づき事業所による代理請求がなされた可能性も考えられる。

加えて、申立人への聴取においても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

宮崎厚生年金 事案 477

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 29 年 9 月 1 日から 30 年 5 月 31 日まで

私は、A 刑務所に収容されていた期間のうち、昭和 29 年 9 月 1 日から 30 年 5 月までの期間において、B 社 C 工場の業務に従事していた。

同社は、誠意のある会社であったので、社会保険に加入していないというのは納得できない。申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 刑務所に係る文献、赦免証書及び申立人の B 社 C 工場での同僚に関する具体的供述等から判断すると、申立人は申立期間当時、A 刑務所に収容されており、当時、A 刑務所の収容者は、当時の事情も鑑み、刑務所外での労務等、ある程度の自由な裁量を与えられていたこと、及び期間の特定はできないものの申立人が申立事業所の業務に従事していたことは推認できる。

しかしながら、申立人提出の「D 会名簿」に氏名が記載され、オンライン記録により氏名検索できる 32 人の記録を調査したところ、31 人が当該名簿において確認できる出所日と同日又は出所日後に初めて厚生年金保険又は国民年金被保険者の資格を取得していることが確認できることから判断すると、当時、A 刑務所の収容者を受け入れていたとされる事業主は、必ずしも収容者全員を厚生年金保険に加入させていたとは限らない状況がうかがえる。

また、申立人は、申立人と同様に A 刑務所に収容されていながらも、申立事業所において一緒に勤務していたとする同僚について、「私が勤務する以前から B 社 C 工場に勤務しており、出所後も継続して勤務していた。」と供述して

いるところ、B社C工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において確認できる当該同僚の厚生年金保険被保険者資格の取得日は、前述のD会名簿において確認できる出所日より後の日付となっていることから判断すると、申立事業所では、A刑務所の収容者を必ずしも厚生年金保険に加入させていたとは限らない状況がうかがえる。

さらに、適用事業所名簿において、申立事業所は、昭和38年5月1日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、当時の事業主の所在が不明であることから、申立人の申立事業所における勤務実態、厚生年金保険の加入状況及び厚生年金保険料の控除の状況について確認することができない。

加えて、申立人が厚生年金保険料を給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

また、申立期間②について、厚生年金保険被保険者として、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 62 年 2 月から同年 7 月まで
② 昭和 62 年 8 月 31 日から 63 年 6 月 30 日まで

私は、両申立期間当時はA事業所において代表取締役であった。

申立期間①については、当初の給与支給額であった 26 万円が 34 万円に上がったが、厚生年金保険の被保険者記録では当該期間の標準報酬月額が 26 万円のままとなっているので、実際の給与支給額に見合う標準報酬月額に訂正してほしい。

また、申立期間②については、継続してA事業所に在籍していた期間であり、給与等の事務については専務の子の妻に任せていたので、詳しいことは分からないが、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、「A事業所における当初の給与支給額であった 26 万円が 34 万円に上がったが、社会保険事務所（当時）の記録における標準報酬月額が 26 万円のままとなっている。」と申し立てているが、A事業所は当時の給与支給額や厚生年金保険料の控除額が分かる賃金台帳等の関連資料を保管しておらず、申立人が当時の給与担当者であったとして氏名を挙げた者からも申立期間①における申立人の報酬月額及び厚生年金保険料の控除額等を確認することができない。

また、オンライン記録によると、昭和 62 年 5 月、同年 6 月及び同年 7 月の平均報酬月額から算定されたと推認される同年 10 月の定時決定に係る標準報酬月額は、当初、申立人が主張する 34 万円であったことが確認できるものの、申立人は、当該標準報酬月額の定時決定前である同年 8 月 31 日に厚生年金保険被保険者の資格を喪失したため、当該標準報酬月額について同年 9 月 10 日に取消処理されていることが確認できる。

さらに、オンライン記録において、申立人の標準報酬月額について、さかのぼって訂正が行われたなど不自然な形跡は認められない。

加えて、事業主が申立てどおりの標準報酬月額について、前述の定時決定前に随時改定による標準報酬月額変更の届出を行ったことをうかがわせる事情は確認できない。

また、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる給与明細書等の資料は無く、申立期間①における厚生年金保険料の控除の状況等について確認することができない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間①について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

2 申立期間②については、申立事業所に在籍していたとして申し立てしているところ、当該期間のうち、昭和 62 年 8 月 31 日から同年 11 月 25 日までの期間については、商業登記簿謄本により、申立人が A 事業所の代表取締役として就任していたことは確認できる。

しかしながら、前述のとおり申立事業所には当時の給与支給額や厚生年金保険料の控除額が分かる賃金台帳等の関連資料は保管されておらず、申立人が当時の給与担当者であったとして氏名を挙げた者からも申立人の申立期間②における勤務実態、厚生年金保険の加入状況及び厚生年金保険料の控除等を確認することができない。

また、B 市の国民健康保険加入実績記録により、申立人は申立事業所での被保険者資格喪失日の翌日である昭和 62 年 9 月 1 日に B 市において国民健康保険に加入していることが確認できるとともに、加入事由については、健康保険厚生年金保険被保険者の資格を喪失したことを示唆する「社保離脱」との記載が確認できる。

さらに、B 市の国民年金被保険者名簿及びオンライン記録により、申立人は、昭和 62 年 9 月に国民年金に加入し、国民年金保険料を納付していることが確認できる。

このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和28年6月から29年3月まで

私は、昭和28年6月から29年3月までの期間において、A県のB社C支店の下請けであるD事業所の業務に従事していたが、申立期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が無い。D事業所から支給されていた給与から厚生年金保険料を控除されていた記憶があり、B社C支店又は同社C支店の下請けであるD事業所において、厚生年金保険に加入していると思うので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が氏名を挙げた同僚の供述から判断すると、期間の特定はできないものの、申立人が、自衛隊基地内で、B社C支店の下請けであるD事業所の業務に従事していたことは推認できる。

しかし、B社C支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間当時、申立人及びD事業所で申立人と一緒に勤務していたとする前述の同僚の氏名は無い。

また、B社C支店は、「過去のことで詳細は不明であるが、現場で現地採用した者は雇用保険には加入させていたが、厚生年金保険には加入させていなかったと思われる。当社は下請会社の従業員は厚生年金保険には加入させていない。」と供述している。

さらに、申立人が在籍し、給与を支給していたとするD事業所は、適用事業所名簿から厚生年金保険の適用事業所としての記録が確認できないところ、申立人が一緒に勤務していたとして氏名を挙げた前述の同僚は、「申立期間にお

ける厚生年金保険の加入、及び保険料控除について記憶していない。」と供述しており、申立人のB社C支店及び同社C支店の下請けであったとするD事業所での勤務実態、厚生年金保険の加入状況、及び厚生年金保険料の控除の状況等について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者としてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和35年9月から37年1月まで

私は、A市の事業所で月額1万円の給与で勤務していたが、公共職業安定所の紹介でB社（現在は、C社）に就職し、私の両親に、毎月支給された給与から3万円を送金していた。

社会保険事務所（当時）の記録にあるように、B社の標準報酬月額が1万円であるならば、A市の事業所の給与支給額と変わらないので、わざわざD地方に所在したB社に転職する必要もなかったはずであると記憶している。

申立期間について、調査の上、適正な標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「A市の事業所で月額1万円の給与で勤務していたが、公共職業安定所の紹介でB社に就職し、私の両親に、毎月支給された給与から3万円を送金していた。B社の標準報酬月額が1万円であるならば、わざわざD地方に所在した同社に転職する必要もなかったはずである。」と主張しているが、B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立人と厚生年金保険被保険者資格の取得日が同日（昭和35年9月11日）である者で、資格取得時の標準報酬月額が確認できる62人のうち57人が申立人の標準報酬月額（1万円）と同額であることが確認できるところ、申立人は、「私は、特別な技術及び技能は無く、給与は他の従業員と同じで、特に高いことはなかった。」と供述しており、申立人の標準報酬月額のみが同僚の取扱いと異なり低額であるという

事情は見当たらない。

また、申立人は、「当時の給与支給総額は覚えていないが、公共職業安定所の求人票に5万円と記載されていたと思う。」と供述しているが、C社は、「B社は、既に閉鎖している事業所であり、1995年の大地震により社会保険等に係る書類は残されていないが、唯一残されていた一部の者の厚生年金保険被保険者台帳によると、当時の作業職の初任給は1万円前後であった。」と回答している。

さらに、前述の被保険者名簿において、申立期間当時、厚生年金保険の被保険者記録が確認できる者に照会し、回答のあった13人のうち4人は、それぞれ「給与支給総額は1万円から1万2,000円で、手取り額は約8千円だった。5万円はあり得ない。」「手取り額は約2万5,000円だった。」「日給が400円で、月の給与支給総額は、約8,000円から1万2,000円だった。」と回答しており、申立人が主張している報酬月額である5万円と回答した者は確認できない。

加えて、申立人は申立期間における給与明細書及び所得税源泉徴収票等の厚生年金保険料の控除等が確認できる資料を所持していない。

このほか、申立人の申立期間に係る社会保険事務所の記録上の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を上回る保険料が給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。